

改 修 工 事 に 係 る 明 細 書

吉賀町長 様

令和 年 月 日に完了した改修工事費用のうち、地方税法施行令附則第 12 条第 22 項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事費用は、以下のとおりになることを証明いたします。

令和 年 月 日完了改修工事費用 円

内 地方税法施行令附則第 12 条第 22 項規定改修工事費用 円

該当改修工事内容は、以下のとおりとなります。

地方税法施行令附則第 12 条第 22 項に規定する高齢者等が居住する家屋につき行う改修工事

- 1 介護用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 2 階段の設置（既存の階段の撤去に伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他の屋外面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）
- 7 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

改修工事業者 住 所

法人名